屋外広告物。要新可申請書継続許可

					年	月	日						
(宛先)													
愛荘町長													
		申請	者 住所 7										
			(法人にあつう	ては、その主たる事	務所の所在地)								
			ふりがな				_						
			氏名				印						
				には、その名称およ	び代表者の氏名)								
	..		電話() —									
	第	1 0 条)											
滋賀県屋外広告物			の規定によ	り、次のとは	おり申請しま	す。							
		5条第 項											
1種 類	()自家用	()管理用()非自家用	()その他[
(直接該当しない場合は最も	()屋上())屋上()壁面()突出()野立()禁止物件添加											
類似したものを選ぶこと。)	()広告板)広告板 ()広告塔 ()立看板 ()広告旗 ()はり紙 ()はり札											
	()電柱等	()アーチ ()広告幕()アト゛ハ゛ルーン (()ぼんぼり								
2規模および数量	地上高	縦	横	面	数面	積 数	量						
	m	m	n	n	面	m²	個						
3主要な材料	()金属[]()木	()プラスチック	()その他[
4表示(設置)期間	年	月 日~	年 .	月 日(年・月間)								
5建築基準法 ()不要	()有 6道路	各法によ ()	不要 ()有	7 道路交通法に	. ()不要()	有							
による工作 ()申請	中 るご	道路の占 ()	申請中	よる道路の	()申請中								
物の確認 ()未申	請用の	つ許可 ()	未申請	使用の許可	()未申請								
8表示(設置)に係	愛荘町	条例上	()禁止地域	或 土地(物	7件) () 7	下要							
る場所(区域)		の地域	()許可地均	或 の所有	者等 () 有	<u> </u>							
		区分		の承諾	() 協	協議中							
9都市計画法で定	()第1種(第	第2種)低層住原		′第1種(第2種	重) 中高層住居] 再用地							
める地域地区の	域/第1	種(第2種)住馬	居地域/準信	E居地域									
区分	()近隣商業	\$/商業地域	()準工業	美/工業/工	業専用地域								
	()風致地区	<u> </u>	()伝統的	」建造物群保	:存地区								
10管 理 者	住 所												
	氏 名												
			Ē	印 電話() —								
	資格等 () 登録試験機関の試験	<u></u> 験合格者 () 講習		業訓練指導員免許所	持者() 技	能檢定合格者						
) 職業訓練修了者(100111 / 1W	OLM INDIAH (1 22) [11]//	144 H () 10	HEIVICH IH H						
117 = + + - +	l	/ 概未训袱形 1 1	ノ小女										
11工事施工者	住所												
	氏 名				`								
				電話() —								
	屋外広告業の		年月		貿県屋外広告業		号						
※受 付 欄		※決裁区分	※決裁権者	※課 員		※担	当者						
	円												
*\=\tau_\ \ \\ \=\tau_\ \ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\													
※許可条件													
※許 可 番 号		 年	 月 日	Ą		1.							
	Ī	'''	/J H	5	17 (,							

写真貼付欄

13許 可番号等	許	可	番	号	年	月	日	指令	第	号	
新規の許可申請にあつて	許	可	期	間	年	月	日~	年 月	日(年	月間)	
は、記入する必要はありま											
せん。											

- 注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図 (原則として縮尺 5,000 分の 1 以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径 500 メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、 管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類 を添付すること。
 - 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
 - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 該当する()内に印を付すこと。
 - 6 ※欄は、記入しないこと。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



屋外広告物(変更許可)申請書継続許可

								年	月	目
愛荘町長			-i	مدات مات	/\ 					
			甲酮	青者						
					(法人にあつて)	は、その主たる	る事務所の所有	E地)		
					^{ふりがな} 氏名					(FI)
					(法人にあつて) 電話 (は、その名称‡) —	および代表者の)氏名)		
	(第	1 0 条)						
滋賀県屋外広告物	条例 (第15	条第 項) の	規定により	、次のと	おり申請	します。		
1種 類	()自家	:用()管理用(<u>(</u>) ‡)その他[7		
(直接該当しない場合は最も	()屋上			出	()野立() 禁止物件	上添加 上添加			
類似したものを選ぶこと)	()広告	板 ()広告塔	() <u>7</u>	立看板 ()	広告旗	()はり糸	氏 ()は	り札	
	()電柱	等 ()アーチ	() Д	広告幕 ()ア	ト゛バルーン	()ぼんに	 まり		
2規模および数量	地上	高	縦		横	面	数面	積	数	量
								2		<i>b</i>
	/ \ A =	m	n		m	\ 7 0 hla	面	m²		個
3主要な材料	()金属) プ ラスチック(
4表示(設置)期間	1	下	月日		年 月	日(年・月			
5建築基準法 ()不要 による工作 ()申請) 小男) 申請		道路交通法に よる道路の		要 ()有		
物の確認 ()未申	-	用の) 未) 未		よる追路の 使用の許可				
8表示(設置)に係	愛荘町		条例上			土地(特)不要		
る場所(区域)			の地域	()	許可地域	の所有	者等 (() 有		
			区分			の承諾	: ()協議	中	
9都市計画法で定					専用地域/第		種)中高層	層住居専.	用地	
める地域地区の	1				也域/準住月					
区分			/商業地域		() 準工業/			也域		
10 A	()風致	地区			()伝統的建	直物群份	· 仔地区			
10管 理 者	住 所 氏 名									
	八石				(EII)	電話() —			
	資格等	()	20日計120円でき	Λ Δ34			**************************************	三	() ++/	水松宁 \
	貝竹寸				格者()講習会	修「白()は	咸耒訓粿汨 导身	具光計/// 付有	() 坟目	II.快止
		()	職業訓練修了者	()	<u> </u>					
11工事施工者	住所									
	氏 名					*** /	,			
		2114 m 3V	四五日於		左 □	電話(는 H- VP VV	Δ⊐ <i>Μ</i> +-	
五. 井 III + II - A - Mr	屋外広告	兼の登			年 月	日滋賀	買県屋外 原	ム古美登		号
愛荘町指令第 本件広告物(掲	▋▎╫╫╢┼	<i>(</i>) ≠	号 (数器)	+ .	滋加目目	从广生师	冬何の田	会にトル	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	冬供お仕
本件広音物(推して許可します。	可山物件)	マノオ	〈小(臤直)	2	、四貝乐座	八四百物	ポカリックス	止により	1100	条件を付
年	月	日								
	74	Н								
許可条件										

写真貼付欄

13許 可番号等	許	可	番	号	年	月	日	指令	第	号	
新規の許可申請にあつて	許	可	期	間	年	月	日~	年 月	日(年	• 月間)	
は、記入する必要はありま											
せん。											

- 注1 新規の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 表示し、または設置する場所を示す地図 (原則として縮尺 5,000 分の 1 以上のもので、かつ、表示または設置する場所から半径 500 メートル以内の地域の全域を表示するものに限る。)
 - (2) 色彩および意匠を明らかにした図面
 - (3) 形状、寸法、材料および構造を明らかにした仕様書および図面
 - (4) 土地または建築物等との関係を明らかにした配置図
 - (5) 周囲の状況が分かるカラー写真
 - (6) 条例第10条第2項の規定の適用を受ける物件に係る申請である場合にあつては、 管理者が条例第25条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類 を添付すること。
 - 2 変更の許可申請にあつては、注1(1)に掲げる書類および当該物件のカラー写真のほか、変更に係る注1(2)から(5)までに掲げる書類を添付すること。
 - 3 継続の許可申請にあつては、次の書類を添付すること。
 - (1) 屋外広告物安全点検調書(当該掲出物件が広告板、広告塔、アーチ広告物または広告幕を掲出する物件である場合に限る。)
 - (2) 当該広告物または掲出物件のカラー写真
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。
 - 5 該当する()内に印を付すこと。
 - 6 ※欄は、記入しないこと。
 - 7 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。